

## 道産機能性食品の開発・販路拡大推進事業委託業務処理要領（案）

### 1 目的

この要領は、北海道（以下「委託者」という。）が〇〇〇（以下「受託者」という。）に委託する「道産機能性食品の開発・販路拡大事業委託業務」を円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 業務内容等

#### (1) 委託業務の目的

本道の豊富な農林水産資源を有効に活用し、道産食品の付加価値向上や北海道ブランドの磨き上げを図るため、企業等における道産機能性食品の開発や販路開拓に携わる人材を育成するとともに、道内外への販売拡大を支援する。

※「道産機能性食品」：機能性に関する科学的な研究がなされている成分を含む食品として、「北海道食品機能性表示制度」に基づく申請対象となる食品

#### (2) 委託業務の内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。

なお、本事業は「デジタル田園都市国家構想交付金」に基づく委託業務であることから、関係の要領等を踏まえ道と連携し実施するものとする。

##### ア 人材育成研修の実施

北海道食品機能性表示制度における認定商品の増加を図るため、企業等による道産機能性食品の開発や販路開拓に携わる人材を対象に、食品の高付加価値化やマーケティング等に関する研修を実施する。

##### (ア) 対象

道産機能性食品の開発や販路拡大に携わる者及び目指す者

##### (イ) 対象数

10名程度

##### (ウ) 内容

道内各地域における研修（座学）や先進事例研究等

##### (エ) 研修報告集

研修の開催結果を紹介するための報告集（リーフレット）を製作する。

紙媒体：A4サイズ、200部

電子媒体：CD-R又はDVD-R 1枚（PDF版を作成すること）

##### イ 道産機能性食品の開発支援

##### (ア) 常設の窓口を含めた支援体制の整備

企業等による道産機能性食品の開発や販路拡大を支援するため、研究シーズの発掘や相談等に対応できるよう、コーディネーターの配置による常設窓口の設置を含めた支援体制を整備する。

##### (イ) 伴走型支援の実施

企業等による道産機能性食品の開発や販路拡大を支援するため、道内外における機能性素材に関する情報収集を行うとともに、企業の商品開発に係る課題解決等に必要な知識を有する専門家の同行による、企業等の製造現場での指導強化等を行う伴走型支援を実施する。

##### (ウ) 研究シーズ集の製作

上記（ア）及び（イ）の業務における企業支援ツールとして、道内における健康や医療に関する研究シーズ集を製作する。なお、使用する言語は同ツールを活用する道内企業が行う

海外企業との連携等を考慮し、日本語及び英語とする。

- a 規格  
A4サイズ、縦長
- b 言語  
日本語及び英語
- c 製作数  
紙媒体：日本語版：500部 英語版：100部  
電子媒体：CD-R又はDVD-R 1枚（PDF版を作成すること）

ウ 道産機能性食品の販路拡大支援

(ア) 展示会への出展

道産機能性食品の普及啓発や販路拡大の場となる展示会について、道内外併せて2件以上を選定し出展する。

(イ) 企業ガイドブックの製作

展示会等における道内企業等の取組のPR素材として活用するため、道内企業等における道産機能性食品関連の事業をまとめたガイドブックを製作する。

- a 規格  
A4サイズ、縦長
- b 言語  
日本語
- c 製作数  
紙媒体：800部  
電子媒体：CD-R又はDVD-R 1枚（PDF版を作成すること）

(ウ) 道産機能性食品の販売促進

道産機能性食品の開発に取り組む企業等による国内外の北海道どさんこプラザでのテスト販売などを支援する。

※北海道どさんこプラザ一覧

店舗名	場所
北海道どさんこプラザ有楽町店	東京交通会館1階
北海道どさんこプラザ札幌店	JR札幌駅西通り北口
北海道どさんこプラザ名古屋店	名鉄百貨店メンズ館地下1階
北海道どさんこプラザ羽田空港店	羽田空港第1ターミナル2階出発ロビー南側
北海道どさんこプラザあべのハルカス店	あべのハルカス近鉄本店タワー館2階
北海道どさんこプラザ奈良店	近鉄百貨店奈良店地下1階
北海道どさんこプラザシンガポール店	ミレニアウォークショッピングセンター
北海道どさんこプラザシンガポール2号店	グレートワールドシティ
北海道どさんこプラザバンコク店	サイアム高島屋

(エ) 商談会の開催

企業等による道産機能性食品の取引機会拡大を図るため、道内外における機能性食品を取り扱う卸売・小売事業者等を対象とした商談会を開催する。

(オ) インターネット等を活用した販売支援

企業等による道産機能性食品の販売促進を図るため、消費者による機能性食品の購入先として大きなシェアを持つインターネット販売事業者や通信販売事業者との連携により、道産機能性食品の販売枠の確保や広告宣伝等による支援を行う。

#### エ 報告書等の作成

上記アからウの実施経過をまとめた報告書を作成する。

紙媒体：A4サイズ 1部

電子媒体：CD-R又はDVD-R 1枚（PDF版を作成すること）

### 3 業務処理計画書、実績報告等

(1) 受託者が、契約書第4条に基づき契約締結後速やかに提出する業務処理計画書は、次のとおりとする。

業務処理計画書（別記第1号様式）

(2) 受託者が、契約書第12条に基づき委託業務完了後に提出する実績報告書等は、次のとおりとする。

ア 実績報告書（別記第2号様式）

イ 業務報告書（任意様式）

ウ 収支精算書（別記第3号洋式）

※正本各1部・電子データ（CD-R又はDVD-R）一式を提出すること。

(3) 受託者が、契約書第14条に基づく概算払請求の際に提出する書類は、次のとおりとする。

ア 概算払請求書（別記第4号様式）

イ 収支計画書（別記第5号様式）

### 4 その他

(1) 委託者及び受託者の双方は、当該事業で得た個人情報等を当該事業の目的以外には使用しない。

(2) 業務内容の詳細については企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議してこれを決定する。

(3) 委託期間中の現地調査等、業務の処理状況等に関する報告及び収支精算書の提出の際には、経費の支払に係る銀行等の振込受取書の写し、振込受付書の写し、インターネットバンキングの画面の写し及び領収書の写し等の支払証拠書類並びに請求書の写し及び契約書の写し等の支払の原因となった書類等を提出すること。

(4) 委託業務に関する帳簿及び書類を備え、当該委託業務に要した経費とそれ以外の経費を区別することができるようこれを整理すること。

(5) 道の業務に要したことが確認できない経費がある場合は、当該経費を除いた上で委託料の額が確定すること。

(6) 受託者が再委託の申し出をしようとするときは、受託者は再委託させようとする第三者から法令等を遵守する旨の誓約書を徴取し、その写しを前号に定める書面と併せて委託者に提出すること。

(7) 受託者が再委託の承諾を得た場合、受託者が再委託する第三者の管理・監督を行うこと。

(8) 委託者は、委託期間中に業務の処理状況等に関する報告書の提出を求めて調査するものとし、また、必要に応じ、現地調査を行うものとする。

(9) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託費に含む。なお、本事業に関する著作権（制作過程作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て委託者に帰属するものとする。